

# 第3回 札幌市動物愛護管理推進協議会

## 議 事 録

日 時：平成28年10月12日（水）午後7時開会  
場 所：札幌市保健所WEST19 2階 大会議室

○黒川所長 それでは定刻となりましたので、ただいまより、札幌市動物愛護管理推進協議会第3回を開催いたします。札幌市動物管理センター所長の黒川です。議事に入るまで進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。また本会議は公開で開催しておりますので、記事の内容については、議事録としてホームページで公開することになりますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは初めに本日の出席状況、配布資料について確認いたします。委員の出席状況についてですが、菊地委員から欠席されるとのご連絡をいただいております。また滝口副会長が2、30分遅れて出席される予定になっております。現段階で人数13名の内の、過半数に達しておりますので、条例に基づきまして、この会が成立していることをご報告いたします。次に、配付資料の確認をさせていただきます。本日の次第、座席表、それから資料1として、札幌市動物愛護管理推進計画、骨子案として第6章と書かれた左とじのもの。それから資料2として、市民交流・動物愛護部門についてというパワーポイントの資料。そのほか、参考資料としましては新条例のリーフレットと、大分県動物愛護拠点施設調査検討委員会報告書を配布しております。足りない資料などがございましたら、挙手でお知らせをお願いいたします。それでは事務局からは以上でございます。次第に従いまして、議事に移りたいと思います。議事の進行については、高橋会長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○高橋会長 滝口先生が見えられましたので、それでは進めていきたいと思います。今日、お諮りすることですが、議題にある通り、事前に資料、いっておまして、お目通しいただいていると思いますが、こちらについて事務局のほうから説明をしていただい、進めていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○上田職員 それでは説明させていただきます。資料1、第6章、数値目標と書いてある資料をご覧ください。前回の第2回の会議でも、議論いただいた資料ではあるんですけども、そこに前回の協議内容を踏まえて追記、追加や変更していますので説明させていただきます。まずの第6章、数値目標の部分についてなんですけれども。一つ目の目標、犬、猫の殺処分実質ゼロについて、表題はそのままにしてあるんですけども、考え方、説明文を大幅に修正させていただいております。そのほか、2番、3番目の目標、犬猫の収容頭数の半減と、犬の狂犬予防注射実施率80パーセントというものについては、ほとんどそのままにさせていただいています。一つ目の変更した文章を説明させていただきたいと思いますが、実質ゼロで除かれる部分について、治る見込みはない負傷動物を除きますというふうに前回、表現させていただいていたんですけども。そこについて、病気も含む判断や、攻撃性を含む判断というのもしっかり必要だという意見もいただきましたので、説明文に追加しております。また、譲渡適正を考える上では、長期間の飼育様子で見ることや、新たな環境を与えることで評価をしっかりとしておくという部分も大事です。そ

して、札幌市のみでの判断、役所での判断のみとならないように、専門家の意見を取り入れながらと文章にしております。内容としては、収容環境、飼育環境を整えるのと、評価方法をしっかり見直して行って、それによって殺処分の実質ゼロを目指していきますという内容に変えさせていただいております。

続きまして、次のページ、第8章の具体的施策について。こちらについては前回、施策の列挙だけであったんですが、それぞれの八つの大きな施策のグループについて、課題と方向性を簡単な文章で説明を加えました。その上で前回、意見が多かった三つ目以降なんですけれども、三つ目の適正飼育の普及啓発の中に前回は二つ目、動物飼育後の相談と、飼い方教室の記載をしていたんですが。今回、動物飼育前後のということで、飼育前のことについても、また改めてしっかり考えていきますという表現にさせていただいています。それと五つ目、犬、猫飼い方ガイドライン札幌版については、飼い主のいない猫への対応方法について、しっかり考えるべきだという意見をいただいたのですが、表現としてはそのままにさせていただいて、実際にガイドラインを作るときに前回、いただいた御意見をしっかり考えた上で作成していきたいと考えております。続きまして、4番目を飛ばしまして5番目なんですけれども、これは6章の目標に対するご意見をいただいたんですけれども、予防注射の実施率向上に向けて、動物取扱業者の取り組みをの把握や、向上させる必要があるのではないかというご意見もいただきましたので、具体的取り組みの二つ目、犬の取扱業者に対する狂犬病予防に関わる啓発指導ということで、取扱業者の方々がこれを遵守するのと、それに加えて犬の飼い主に対して適切な情報提供を行うように促しますということを加えております。そして次の六つ目、災害時における対応体制の構築について。具体的な取り組みはそのままではあるんですが、説明文、マニュアルが今どういう位置付けであるものかだとか、災害時対応方法の周知の対象について、少し不明確な部分があったということもあったので、書き方を直しました。一つ目の動物対策マニュアルについては、行政が適切に対応できるような、行政のマニュアルの充実更新についてです。二つ目が、具体的にガイドラインを作成し、ということも追記させていただいたんですけれども、市民、および避難所の運営者、町内会等と思えますけれども。そちらが動物に関して、どのような対応方法を取るべきなのか、取るのがよいのかをガイドラインを示して周知するというふうに書かせていただいております。次に行きまして、7番目、保護収容動物の福祉の向上についてです。具体的な取り組みについては、大きく二つは変わらないんですけれども、先日、いただいたご意見の中に収容状況、収容環境を整えるのはもちろんですが、搬送、移動についても特に今ストレスを与えるような状況になっているのではないかというご意見もありましたので、文章の中に搬送や長期収容によるストレスの緩和について、改善に取り組みますというふうに表示させていただいております。そして二つ目の適正な譲渡の推進についてですが、動物のケアや動物の準備をするのみだけではなくて、譲渡希望者の講習だとか、十分な相性確認というところにもポイントを置いていきたいと考えております。四つ目の動物の遺棄や虐待の防止については、前回とほとんど変

わからない内容でまとめさせていただいております。

次、第9章について、具体的な内容の動物管理センターの位置付けと名称については、前回同様ですが、位置付けに対して、どのように考えているかという文章を追記させていただいております。基本構想における行政の役割について考えた上で、陳情からですが、動物管理センターは動物の愛護と福祉に配慮した施設、市民が気軽に立ち寄り、交流の場となる施設、市民が行政に参加、協力しやすい施設となることを求められていますということも書かせていただきました。

続きまして、第10章ですけれども、前回の資料では、ほとんど内容がないような状態で、別の資料でご意見をいただいたところでしたが、その内容についてはこの10章に改めてまとめさせていただいております。一つ目、動物管理センター機能の集約と利便性の向上ということで、業務の効率化、および市民の利便性向上のために、2所体制から、1所体制に集約すること。集約する中に、処分火葬施設という機能が含まれてしまうと、イメージが愛護施設として合わない部分もあるので、処分火葬施設は集約から除きますということ。そして三つ目、こちら立地条件の検討についてですが。多くの市民が利用し、学び、考え、交流できる施設となるため、公共交通機関による来所と、車による来所の両方が可能な立地条件を現状の立地条件、八軒の場所も含めて検討させていただきますということです。その際、関係機関と連携が取れることは非常に大切ですので、こちらについても十分、考慮することとしています。2番目、市民交流、動物愛護部門の創設については、こちら今回の協議の後半でもまた改めてご意見はいただきますが。前回いただいた意見について、まとめさせていただいております。前回資料から少し変更になっている部分としては、次のページ、3番の動物保護管理部門についてが大きいかと思うんですが、収容施設の犬、猫についてですけど。犬、猫の収容というのは、犬収容室、猫収容室だとか、大型犬用、小型犬用っていう考え方をするのではなくて、個別収容ではありますけれども、犬、猫の転用だとか、柔軟な対応ができるようにというふうに犬、猫転用可能というのもつけ加えて、表記しております。またこちらのほうも、負傷動物という表現で少ししっかりこないというご意見もありましたので、傷病動物と表現をさせていただいております。

また災害時の対応について、こちらの施設が中心的な役割を担う、また避難動物の収容所になる可能性もあるということについても、3番目の文章、災害発生時に動物の避難場所として活用することについても検討するということと、機能として災害物資保管するスペースっていうものを加えさせていただいております。ただし、災害物資保管スペースについては、通常時、使わない広大なスペースとなる可能性もありますので、先ほど集約しなかった処分火葬施設のほうに一旦、そういった物品の保管場所を設けるという可能性もあります。こちらの資料の説明は以上です。

○高橋会長 よろしいですか。今、事務局のほうから、こちらの説明をいただきました。これを踏まえて、ちょっと皆さんとお話をしていきたいというふうに思います。まず、ど

うしましょうか、今、一気に説明していただいたので、一章、一章ずつ、ちょっと意見を出していただいたほうがよろしいですね、そういうふうにさせていただいて。ちょっと先ほどの説明が目から離れてしまった人のために、またちょっと説明をしてもらうような形になるかもしれません。それでは、まず第6章の、数値目標のところについてご意見があれば。あと、事務局のほうで、もう一度この6章について、ここと、ここだけはポイントで、って書いてありますっていうのが今、手身近に言えれば、ちょっとお話していただければと。

○上田職員 第6章の数値目標については。特に1番の犬、猫の殺処分実質ゼロの、説明文について変更した中で、特に攻撃性だとか、怪我、病気以外の理由での殺処分っていうものについて適切に評価していく。その適切な評価の中には、長期間の飼育や、新たな環境ということも配慮します、というふうに加えさせていただいたので、こちらの表現や考え方について、ご意見があればお伺いしたいと思います。

○高橋会長 前回、ここの協議しているところは、短時間で見ただけでは、判断がつかないだろうというご意見がありました。そういう意味で、この辺のところいかがか、この辺は確か菊地さんが話をしてたと思うんですが、今日いらっしゃらないので。そういう形でここのところを直したということですけど、よろしいでしょうか。何か、ご意見あれば、ご発言、お願いいたします。

○上杉委員 上杉です。犬、猫の殺処分実質ゼロの言葉の定義ですが、最近、殺処分ゼロが謳われていることが多いですが、殺処分と大きく括るのではなく、安楽死処分や自然死の定義もあれば、より詳しく状況が分かると思います。例えば殺処分は、不要とされたり、余剰であるということで処分になる。安楽死は、傷病だったり、治療の術がなかったり、攻撃性などの、更生不可能な場合による心肺機能停止での死である。自然死は、搬送時に死亡してしまうとか、収容中に死亡してしまうような場合は、自然死になると思います。言葉の定義が、それぞれはっきりしていたなら、例えば、札幌市の殺処分は0である。安楽死は、例えば、3であるとか、5であるとか。自然死は幾つであるとかっていう表現になり、言葉のうえからも福祉の向上や事業の透明性を読み取ることが出来ると思います。

それと、狂犬病の予防の実施率ですけれども、分母がわからないのでそれが知りたいです。前回の会議でも、動物取扱業者さんの接種率はどれだけですか、といった質問があったと思いますが、札幌市の全体の分母がわからないので、やはりそれを伺いたいです。あと、未登録犬が全体の10パーセントとなっていますが、10パーセントが、どこからきているものなのか、伺いたかったです。数値目標については以上です。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。今のご質問の中で答えられそうでしょうか。

特にこの未登録犬の全体のパーセントの件については、どうでしょうか。どこから持ってきた数字ですってというようなことで、結構だと思うんです。

○上田職員　こちらは、仮定の数字として特別何か根拠があって10パーセントとしたというわけではないです。未登録の把握はできないので。あとは分母、犬の登録頭数としては、8万から9万という状況にあります。分母としては、それくらいの数です。殺処分、安楽死、自然死の今、ご意見いただいた表現については、先日いただいた、収容中死亡の表面化にもつながってくるかと思いますので、この計画に期待する上でどこまで反映できるかっていうのは、わからないんですけれども。統計の処理の仕方というところで、ご意見を参考にさせていただきます。

○高橋会長　よろしいですか。そのほかの方で、この辺のところについて、ご意見がいらっしゃるかたいらっしゃいますか。はい、どうぞ。

○桂委員　桂です。今の上杉さんの部分で、私としての追加なんです。この3番の狂犬病予防実施率80パーセントとかということも大切ですけど、むしろ原点に戻って、登録頭数の100パーセント正確化といいますか、そっちのほうに力を入れて、根拠のない、やはり登録頭数が本当に皆さんがわかっている通り全然、登録していないワンちゃんも多いです。そこでこの話のパーセントを考えるよりも、むしろ皆が登録して実態を把握できるようなことを、まず目指すほうが今後としては、いいのではないかなという気がしました。あと、もう一つ、1番の殺処分のところですけども。やはり、皆さん、どこでもメディアの中では殺処分という言葉を使っていますが。安楽死と、殺すということと、処分するということの殺処分の定義は何なんだということになると、殺処分と安楽死の境ですとか、元々は、いらなくなった犬をただ殺すというのが殺処分であって、ここの言葉の整理は、やはりすごく難しいとは思いますが。不要な殺生はしないということにつながると思うんですけれども、生きる可能性を見つけてあげるということにもつながると思うんですけれども。今一度、この殺処分という言葉を見直すのがいいのかもしれないなというふうに感じました。

○高橋会長　はい、ありがとうございます。そのほか、何かご発言ありませんでしょうか。はい、どうぞ、折戸さん。

○折戸委員　折戸です。よろしくお願ひします。私は動物病院に勤めておまして、今日、たまたまいらっしゃった患者さんで、子犬を飼われたということで、混合ワクチンをしにいらしゃったんですけど。2回目の混合ワクチンということで、その説明はさせていただいたんですけど、狂犬病に関して、まして畜犬登録に関して全く知らなかったみたいで。

何度も飼われている患者さんなんです。たまたま2ヶ月ほど前に飼い犬が亡くなられて、今回の子犬を購入されたんですが。ペットショップさんのほうで買われたみたいなんですけど、ペットショップさんのほうでも説明がなかったみたいで今回、詳しく説明をさせていただいたときに、今まで登録もしたことないし、注射も打ったことないからしないって、おっしゃったんです。そのときに、冊子にいろいろと詳しいことが書いてあるものを見せて、そこに一応、罰金20万円っていうふうに書いてあるものですから、それを、ちっちゃな字だったんですけど、そのこともちょっとお話をさせていただいて、一応、法律で決まっていることなので罰金対象にはなるんですよ、ってちょっとやんわりお話をさせていただいたんですが、そういう患者さん結構、いらっしゃるんです。病院に勤めると、本当にその辺が理解していただくのにすごく時間が掛かったり、もう今まで登録したことがないから、しないってもう頑なおっしゃる方もいらっしゃるので、やっぱり桂先生のおっしゃったように、登録100パーセントを、まずは目指すべきではないかなと思います。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。この辺のところ、あとご発言、ご意見、ありませんでしょうか。はい、どうぞ。

○菅委員 菅でございます。先ほど、桂先生のほうから殺処分ですとか、その言葉の定義のこともあったと思うんです。僕も全く賛成で、その辺の定義を、やはりきちんとお作りになることと、それから併せて、その定義の通り、処置ができたのか。例えば、安楽死をせざるを得なくて、安楽死という判断をして安楽死したと思うんですが。その後、それが正しかったかどうか、別の例えば獣医師さんに検証してもらいますとか、そういう点検を何度か繰り返しながらやっていくと、この殺処分ゼロっていうようなことが実態としてできてくるんじゃないかなと思いますので、定義をまず作られて、その定義の通り、やれたかどうかその後、検証も必要になってくると思いますので、その辺は考えていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。はい、どうぞ、桂先生。

○桂委員 桂です。ちょっと付け加えさせていただきたいんですが。言葉の定義もそうなんですけれども、要は今までゼロという言葉に、管理センター振り回されてきたのではないかな。例えばどうしても苦しくて、これは、もうやむを得ないんだよ、それは別に動物のことを考えたら、やはりこれは生かしていく方向が辛い、腫瘍でもうガチガチなのに、やはりゼロというところを目指すばかりに、それを処分できない。何とかほかに何か別の方法を考えてしまうという表向きのゼロではなくて、もうこれは妥当なゼロなんだということを、やっぱり最終的な終着点に持って行くための定義であって、言葉のいたずらではないということ、そこの方向に向かって行けば、皆さん、納得いくのかなと思って発言

させていただきました。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。そのほか、ありますか。今の桂先生のご発言、事務局のほうどうします。一応、承っておきますか。

○黒川所長 はい。ご意見として、まとめてという形になります。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。ほかの都市の中で殺処分という表現、やっぱり使っていますよね。でも安楽死という表現、使っていましたっけ。

○黒川所長 この実質ゼロという書き方は、何都市かでしてらっしゃって、その中に実質という定義をしっかりと述べているかっていうと、またさまざまだと思いますので、それは札幌式で、また定義する必要があるかと思います。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。そのほか、6章の数値目標のところ、あとどなたか気がついたことを、ご発言があれば出していただきたいんですけど、よろしいでしょうか。進んでよろしいですか。それでは、次に進ませていただきます。第8章のところで、具体的施策のところ、1番から一応、4番まで、さっきご説明をいただきましたので。この中で、またちょっとご発言、ご意見があれば出していただけると。事務局のほうで、ここのところもポイントってところがあれば、言っていただければ。8章のところで。大丈夫ですね。まず全体的にでもいいんですが、動物愛護思想の普及啓発、愛護精神という1番のところ、どなたか何かご発言あればちょっと出していただきたいと思います。もちろんほかのところで結構ですが、啓発の課題と方向性、具体的取り組みのところ、動物愛護のイベントという形と、ここで大きく学校教育の協働ということの2点が、ここで謳われていますので、この辺のところ、どなたかご発言ありませんでしょうか。はい、どうぞ。

○相木委員 相木です。この具体的な取り組みで、2番目の動物愛護教室では、保育園や幼稚園ってなっていますよね。その丸の付いている下の学校教育との協働は特にどことは書いてないんですけども。やはり小学校をメインと考えていらっしゃるのでしょうか。

○黒川所長 小中学校としています。

○相木委員 はい、わかりました。ありがとうございます。

○高橋会長 よろしいですか。あと、そのほか、ありませんでしょうか。ちょっと司会な

んですけど、ちょっといいですか。この1番のところの具体的取り組みの中で、ちょっと僕、気になったのが。どちらかという、イベント、それから教室、出前講座ということもいろいろあるんですけども。この中に、どっかに、さっきちょっと謳ってた、市民が集って来られるような場所にしたいという中で。そうすると、このところにも、それも一つ入れてもいいのかな。それともう一つは、多分、出前講座をするよりも逆に言うと、そこに意思のある人が来てくれた人に話をするほうがすごく効果ある、もちろん出前講座も必要ですけども、何かそういうようなものをここに一つ入れておくのがいいのでは、ないかなという気がするんです。皆、逆に言うと、ここに関わっている人たちが一生懸命動かなきゃいけないところです。でも、本当のことを言うと、ここにはいろんな動物がいたり、いろんな形でそこに来る子たちがいたり、猫がいたり、犬がいるのであれば、その自然の姿をやっぱり市民の人は来て、見て、そして、そこで勉強して帰る。そして、それが逆に言うと、譲渡につながるというところまで考えると、そういう形の方が、そういうのを一つ、この中に入れていただければなというふうに、ちょっと思いました。以上です。そのほか、何かないですか。

それでは、次に2番目のほうの動物愛護管理に合う人材の確保についてと、それから3番、まず、ここまでのいいかな。2番目の、この動物愛護管理を担う人材の確保育成のところについては、何かありませんでしょうか。この部分は、もしかすると、ボランティアの人たちのことが出てきておりますので。その辺のところ含めて、ご発言があれば、出していただきたいんですけど。ここで、課題と方向性のところに、動物愛護推進員のこと、それから動物愛護団体のこと、すなわち、この施設の逆に言うと、本当に市民と接する中核の人たちのことが、ここに出てきますので、今、そういう活動してる人たちの中から、ちょっとこの辺のご意見を出していただければというふうに思うんです。何かこれぐらいで本当にいいのかなというのは、ちょっとするんですけど。はい、どうぞ。

○上杉委員 上杉です。具体的な施策が出てないので、何とも言えないですが、例えば、そういったリーダーを育てる講習などもいいと思います。愛護団体も同じですが、人を育てて継続して活動して貰うのは、様々な面でとても大変な作業だと思います。リーダーの育成や、共同作業の方法とか、そういったことを学べるような講習会とかというのを催していただけるといいように思います。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。そうですね。もちろん、ここではどちらかと、総論的なことになるから、これでいいと思うんですけど。もっと一歩進んだときには、そういうことまで踏み込んだことが、やっぱり書いてあるのと、書いていないのでは、ちょっと。よくわかりません、この作り方がよくわかんないんですけど、そんな気がちょっとしたもんですから。あと、この愛護管理を担う人材の確保、育成のところでは、何かありませんでしょうか。事務局のほうから、補足がありませんか、大丈夫ですか。私はい

です。はい、わかりました。よろしいですか、次に進んで。

それでは、次はページを変えていただいて、3番目の適正飼育の普及啓発、もちろんここには愛護精神のこと、適正管理のこと、福祉のことが書かれておりますが。この3番のこのところについて、どなたかご発言があればお願いをいたします。もし後でまた何かありましたら、あとで発言は全然、構いませんので、4番目のほうに移ります。

動物取扱業者などに対する監視指導、適正管理、福祉向上という、この4番目のところについて何かあれば、ご発言をお願いしたいというふうに思います。どなたか、ありませんでしょうか。この動物取扱業者などに対する監視指導って、監視というのがすごく耳に残ってしまう。我々も、もちろん取扱業者に入りますので、何かちょっと。でも、これもこういう表現なんですかね、ごめんなさい。

○黒川所長 行政的には、そのような表現になります。

○高橋会長 樋原さん、何か発言がないですか。

○樋原委員 監視指導というのは、字のごとく監視される我々、業者として考えれば、非常にきつい言葉かなと思いますけれども。ただ、行政と我々の関係というのも、やはりそういう指導の下において監視されているのだなというところで、その辺におきましては、耳が痛いところがありますけれども、これはやむを得ない言葉かなと思います。それと、もう一つですが、先ほどの、ちょっと戻ってよろしいでしょうか。

○高橋会長 戻って、構わないです。

○樋原委員 ペットショップというお言葉、発言された方がいらっしゃいましたけれども。狂犬病についての、ペットショップで飼い主さんに対しての説明がなされてなかったと。ショックな発言がありましたが、確かに、あるかなと思います。これは別に弁解するわけじゃないんですが、私ども組合、約70名ほどの組合員がおりますけれども、組合におきましては、そういう組合指導による冊子がございます、私ども、飼育管理手帳というのが必ず渡すように指導しております。また、プラスアルファで説明しないとならないところにおきましては、ペットショップでもって、またその辺のパンフレットを渡して、ご説明はしております。また、ブリーダーさんですとか、組合に入っていないようなペットショップにおきましては、そこまで私どもは感知しては、認識しておりませんが。いずれにせよ、一つ以前に、札小獣の皆さんに、おんぶに、抱っこじゃないですけども、私どもの組合も名を連ねて、狂犬病の世界の分布マップ、これを作っていただいた経緯がございます。我々、販売する立場としまして、狂犬病云々と先ほど言った、飼育手帳には謳っておりますけれども。また別紙で、そういうパンフも添付しまして、お客さんに啓蒙

していけばいいかなと思いますので。私どもで作れというのであれば、作る方法もありますし、また共同体でもって札幌小獣の皆さんとも、共にやっていければなというふうに考えております。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。そのほかに、それでは、またちょっと戻って。はい、ごめんなさい、どうぞ。

○大屋委員 大屋です。よろしくお願ひします。4番のペット業者さんと、あとそれに絡めて一つ戻るのでですけど、登録ボランティアがありますよね。こういう場合は、監視指導となった場合の明確なチェック項目や、どういう期間でどういう形で、もし何かあった場合、その後は何ヶ月後に、もう一度入るのかどうか、こういうのは抜き打ちなのかどうか、そういうチェック体制っていうのは明確に決めていく予定なんでしょうか。あとボランティアとして、管理センターから引き取った犬、猫をボランティアの団体さんできちんと管理されていて、ちゃんと譲渡に回っているのか。もしくは、そこで多頭飼育等で入って引き取ってしまったものの、そこで面倒見切れなくなってしまってるっていう話も札幌市とは限らず、よく聞くお話なので、そういう場合のボランティアで引き取った方等の、今後のその後の状況とかの把握ということは、こういうものに入れていただくということはあるのでしょうか。

○高橋会長 どうぞ。

○黒川所長 今、お話あった飼育数が多くなれば第2種という取り扱い方になるかと思ひます。問題があった場合に定型化できれば、こういうケースは何週間後にまた入りますということになります、それでは抜き打ちということには、ならない。定型化すると、逆に何週間後に来るなってわかってしまうかもしれません。今の段階では、個々の個別のケースに対応して対策を考えるということになっていますので、それを公表するということは、現段階では考えておりません。何か必要があれば検討していくことにはなろうかと思ひます。あと登録ボランティアさんの使用状況についても、これは随時、そういった情報があれば、立ち入りさせていただいてということで、あとは情報提供いただいた方に個人情報等の部分も出てくるので、全部お伝えできない場合もありますけれども、行った結果、こうでしたという形で、できるだけお伝えして、またいい意味での情報共有というか、そういうことは考えているところではございます。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。よろしいですね。そのほかに何かありますでしょうか。よろしいですか。それでは、また次に進まさせていただきます。次の犬の登録と狂犬病予防注射実施率の向上という、このところで、どなたか何か発言がありますで

しょうか。どうぞ。

○上杉委員 上杉です。狂犬病の予防の具体的な取り組みのところの担い手の太字部分ですが、関係団体というのは、獣医師の皆さんのことだと思いますが、ここは太字になったほうがいいのではないかと思います。具体的な取り組みところの担い手のところ。関係団体は、獣医さん、病院とかも含まれると思いますが。

○高橋会長 細字と太字がありますね。

○上杉委員 何か意味があるのでしたら。

○上田職員 担い手の太字で下線を引いているのが、主な担い手としての表記です。確かに、ここに加えることは必要かなとは思いますが。最初、整理した段階で僕の中で思っていたのは、登録を実際にするのが誰かと考えていたので、関係団体は入れていなかったんですけれども。追加させていただきたいと思います。

○上杉委員 はい、ありがとうございます。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほかに何か、ご発言ありますでしょうか。よろしいですか。では、また元に戻って構いませんので、その次、6番目の災害時における対応体制の構築というこのところはいかがでしょう。はい、どうぞ。

○上杉委員 上杉です。課題と方向性のところの2行目ですが、周知する必要がありますとなっておりますが、実際、京都市では、訓練も防災週間で行っていたというニュースがありました。周知だけではなく訓練も入ると、より周知にもなりますし、心構えもできますので、訓練という言葉も入るといいのではないかと思います。

○高橋会長 はい。これのところ、また検討していただけますか、よろしいですか。そのほかに何かありますでしょうか。具体的な取り組みのところはよろしいですね。災害時のところで、なかなか難しいのが。さっきもどっかに説明の中に何章のところになるのかな、施設を一つにして、そして今の焼却という表現がいいのかな。殺処分するところの施設は別にするっていういい方の中のときに、ちょっと話が出ていたと思うんですけれども。災害時のときの物品はそっちに置くという話、ちょっと説明の中でしていましたよね。でも、もし例えばこのセンターで、逆に皆がそこに来ていろいろ体験するのであれば、災害時のときの何もこちらから行くのではなくて、その施設に来ることによって体験できるっていうようなコーナーがあれば、逆に言うと、ゲージなんかでも置いてあるのを皆がパッと

組み立てる練習とか、本当に背負っていけるのかどうかとか、っていうのを体験できるような場で。そうすると、そこは逆に体験だけじゃなくて、子供たちにしてみると、ちょっと遊び心のある、一つのあれができるのかな、なんていうのがあって。災害時のときの対応体制の構築の中に、そういうことも少し入れておいたほうが体験型のセンターになるのではないかな、って思ったんですけども、それもちょっと後で考えてみてください。そのほか、ここのところで何かありませんでしょうか。よろしいですか。さっきどこまで説明しましたっけ、その次までですね。9章のところは、また改めて聞けばいいですもんね。

それでは、その次の7番の、保護収容動物の福祉の向上というところに入っていただいて、ここのところでどなたか、またご意見、ご発言があれば、お願いしたいというふうに思いますが。この辺でも保護収容動物の福祉の向上というのは簡単なんですけども。その後で適正な保管、適正な譲渡の推進って、こういう表現で、ここはいいのかなって。ここ、ちょっと福祉って言葉を書いちゃうと、もちろんこれは必要なことなんでしょうけど、もっと専門家の人はこれでいいのって言われるのは何かなって、ちょっとそういう考えを持ちちゃったんですけど。どうですかね、この辺のところ。はい、どうぞ。

○桂委員 桂です。多分、確かに、もし違和感があるとする、保管って言葉なのかなと。これを例えば、動物の環境整備というような言葉だと、何となく環境福祉に関連したイメージが湧くのではないかなと、今ちょっと思いました。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。この辺のところどうです、事務局のほうで。保管と言うと、やっぱり上から目線というか。物という感じになっちゃう。ごめん、だから何かいい表現。ありがとうございます。この辺のところも、ちょっとまた考えてみていただけませんか、すみません。そのほか、何かありませんでしょうか。では8番目の動物の遺棄、虐待の防止のところも含めていかがでしょうか。はい、どうぞ。

○佐藤委員 佐藤です。動物の遺棄や虐待を防止するため、関係機関との連携を強めて。この関係機関ってというのは、具体的にどちらの機関になると考えればよろしいでしょうか。

○黒川所長 括弧で書かせていただいております警察、教育機関、獣医師会なんですけれども。今、特に考えているのは警察機関と、もう少し連携を図れるのではないかとということで検討してるところはあります。

○高橋会長 そうか、一番下に書いてありますね。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○高橋会長 どうぞ。

○上杉委員 連携で具体的に今、お伺いできることはありますか。

○黒川所長 前もしっぽの会さんでも、ご検討されたと思うんですけども、動物の遺棄、虐待は犯罪ですっていう環境省のポスターがあるんですけども。同じようなもの、例えば道警の名前を入れてということで、なかなか難しいご回答もあったとは聞いているんですが。今回、環境省で作っているポスターに札幌市動物管理センターの名称と、あと各所管の警察署の連絡先、名前を入れるということでご了解をいただいて、簡単に、新しく作るのではなく、既存のものにテプラで加えるような形にはなったんですけども。そういったことで、もしそういった虐待の場面を見た方が、このポスターで通報しやすいというようなものを作ったりとか、本当に地道な啓発の活動ですけども、一端としては、そういったところも取り組んでいるところでもあります。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。そのほかに何か、ご発言、ここのところでありませんでしょうか。今、警察は普段、遺棄されていて保護した犬が警察に連れて行かれたときは、警察はどのようなルートで、どういうふうになってくるんですか。

○黒川所長 通常であれば、あまり捜査ということにはならず、うちのほうに飼い主不明の動物として収容をされるというケースが多いです。

○高橋会長 その場合は管理センターに連絡して、管理センターのほうで一時預かりというか、保管をしておくという形。

○黒川所長 迷い、放浪犬とか、そういった位置付けで、ある一定期間は譲渡せずに収容して、その後に希望者があればという形。

○高橋会長 ここの項目のここで、もし例えばそういう事例があったときに、敏速に、例えば管理センターのほうのホームページであったり、すぐ見れるようなとか、何かそういうのはこのセンターでできれば、急にいなくなった犬とかを見つけるのには、人を置かなくたっていい場合だって。ここでは無理かな、やっぱり、どうでしょう。

○黒川所長 逆に例えば、センターに収容せずに、警察署のほうに一旦、収容されることで、より飼い主の身近で受け取れるということもあるかと思います。うちのほうに収容してしまうと、ちょっと遠いところまで、まだ来ていただかなければならなくなったりする可能性があります。もし警察署のほうで、拾得物の位置付けで一時保管していただければ、

わりと短時間で飼い主さんのところに戻るというケースもあるかと思います。

○高橋会長 それが実は、つい最近なんですけど、そういう事例があつて。でも結局、警察では置けないよって言われている事例があつて、すぐ見つかったからよかつたんですけど、すごく簡単に断られた事例があつたんで。こっちは商売だったから、うちが預かりますとしたんですけど。でも本当は、そういうふうになっているんですね。すみません、ちょっと別のことで申しわけない。そのほか、ここのところで何か発言ありませんか。どうぞ。

○折戸委員 折戸です。この項目で、例えば虐待の通報とかがあつた場合、それは、まず警察のほうに通報が入ってその後、管理センターのほうにすぐ入るのでしょうか。その後は、例えば指導みたいな形で入ることもあるのでしょうか。

○黒川所長 それは、通報される方がどこにご連絡されるかということになるかと思いませんけれども。通常は我々のところに虐待しているのではないかというような疑いのご連絡を受けて、まだ疑いの段階であれば、我々のほうで現地を確認して、指導できる範囲であれば飼い主さんに接触して、お話をするという形になるかと思います。かなりそれが悪質であるとか、繰り返されているとかっていう場合であれば、また警察と一緒に何うというような段階に入っていくかなと思います。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。でも難しいでしょうね、虐待は。告発しなきゃだめなんですよ、もし家族の中でやっているとする。

○黒川所長 そうですね。なので、なかなか、それは難しいことだと。

○高橋会長 すみません、また横にずれちゃいました。何かここのところで、ご発言はありますか。それでは、ここまでの中で、何か全体であれば、ちょっと前に戻って見ていただきたいと思うのですが。なければ管理センターの機能強化のところ、ですから、これは第9章になっていくのかな。そうですね、9章、10章で書かれたところについて、ちょっとまた説明をいただいて、進めていきたいと思うのですが、よろしいでしょうか。それでは、すみません、このセンターの機能強化について事務局のほうから、また説明していただけないでしょうか。9章と10章のところです。

○上田職員 第9章について、まず動物管理センターの位置付け、どのような施設であるべきか、どのような施設となるふうに考えるかというところについてですが。位置付けとしましては、動物愛護教育の中心となる施設。適正飼育に関する普及啓発の拠点となる施

設。動物関係団体などとの連携共同した活動を推進する施設。多くの市民が集い、共に学習交流することを推進する施設。そして保護収容動物の適正な管理と譲渡を推進する施設ということで位置付けを考えています。根底の考え方としては上の部分にありますように、学習機会の、市民に対しての提供だとか、動物の愛護や福祉に配慮した施設、あと交流と行政の参加協力の場になれるということを前提とした位置付けとさせていただいております。

10章については、動物管理センター施設の機能強化、現状の施設の機能では、どのような不足があるかという部分と、また新たに必要な施設、2番以降、市民交流、動物愛護部門の創設だとか、追加が明らかに必要になってる動物保護管理部門の拡充について。広さだとか、大ききの割合だとか、そういったものまでは踏み込めはしないのですが、こういったものが基本的に必要であるのかというのをまとめさせていただいております。よろしくをお願いします。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。それでは9章、10章を含めた動物管理センターの機能強化についてのところで、どなたかご発言があれば、出させていただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。どうぞ。

○上杉委員 第10章の市民交流動物愛護部門の創設の機能のところですが。この中に第9章にありました管理センターの位置付けの中の4番、多くの市民が集い共に交流することを推進する施設という位置付けがありますが。この機能の中に学習室ですとか、研修室ですとか、あと図書室ですとか、動画を上映できる場所とか、そういった勉強できるような部屋があればいいと思いました。

○高橋会長 これについて事務局のほう、頭の中というか構想の中にありましたら、それをちょっと披露していただきたいのですけど。

○上田職員 はい。この部分について、どのようなものを考えていこうかっていうのがあると。例えば、今回の会議のこの後のお話でもさせてはいただくのですが、こちらのほうで考えていたものとしては、今、いただきました学習、研修については、少人数であれば、譲渡相性確認室だとか、市民交流スペースというのか、ある程度の広さを確認、確保するものですので、動物を使ってふれあいをする、動物との付き合い方を学習するということであれば、譲渡相性確認室を利用したりだとか。実際に研修会を開催するとかであれば、市民交流スペースで、また大規模であれば多目的ホールで活用していきたいなというふうには考えています。あと図書スペース、映像による学習についても市民交流スペースで、そういった図書というか、そういったものを設けるということを考えていたりだとか、他都市でそういった例があるということもありますので。後半部分のご意見をいただければ

と思いますし、僕たちもそういったものは必要だなとは感じております。

○高橋会長 すみません、今日の資料の中に市民交流動物愛護のほうの、この PowerPoint の資料があるの、これはそちらでやっていただける。では、これをちょっとやってもらったほうが、なお、わかりやすいですね。すみません、お願いします。

○黒川所長 一旦、10 章まで行ってください。

○高橋会長 わかりました。それでは、そのところは後でまた話を出すことにして、9 章とそれから説明があった 10 章の動物管理センター施設の機能強化についても、併せてご発言あれば、お願いしたいというふうに思います。どうぞ。

○大屋委員 大屋です。前回、9月の19日に北3条広場で行われたときに推進員で札幌市の所に立っていたときに、広報を見られた市民の方がいらっしゃって。そのときにそういう話、意見としてという形でお話させていただいた方がいらっしゃったので、お伝えさせていただきます。立地場所のところに、今、八軒に本所あるんですけども、南北線の北24条駅からも徒歩圏内ですし、東西線の二十四軒の駅からも通常の公共機関で移動している方からしてみると、徒歩圏内なんですよ。あと、JRの八軒の駅からも徒歩圏内で近いですし、あと札幌駅のほうからもバスが出てるので、すごくいい場所にあるのに、そういうことを札幌市も考えているのであれば、すごく八軒という場所は行きやすいので、ぜひそういう中の意見言うところがあったら、お伝えくださいってということで、19日に市民の方からいただいていたのでお伝えさせていただきます。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほか、何かありませんでしょうか。よろしいでしょうか。では一旦、ここでこれを PowerPoint での説明をお願いしてよろしいですか。

○高田指導係長 この後、二つ目の付議事項でございます、動物管理センターの機能強化につきまして、あちらの PowerPoint を使いながらご説明させていただきたいと思っておりますので、お時間ください。

○高田指導係長 これからのご説明につきましては、先ほど、ご議論いただきましたの推進計画の骨子案の中で第9章、第10章、こちらにつきまして関わる内容としまして、今日のご議論をさらに深めていただきたいということでご用意しているものになります。こちらのほう、まさに骨子案の中のコンセプトとしまして、先ほど9章で説明しております施

設の五つのコンセプトの中で、4番目ですね。多くの市民が集い、共に学習、交流することを推進する施設ということで、具体的には多くの市民の方がセンターのほうに集まっていたかということによりまして、譲渡も促進されますし、あるいは関係団体といえますか、市民の活動なんかも、さらに進んでいく。そういったことにつながっていくという意味では、4番は非常に重要だなというふうに考えておりまして、ちょっとお時間をいただきまして、後で説明していきたいと思っております。

私たちの目標でございます、人と動物が幸せに暮らせるまち、さっぽろの実現に向けまして、まず機能設置の目的ということで。今までに関わりのあった市民、飼い主や動物愛護団体、あるいはボランティアスタッフだけではなく、広く地域住民の動物に対する関心を引き寄せることが重要ではないかと。これは基本構想を策定する中で動物に関心がない方、そういった対象に対しましても、やはり考えていかなければいけないという観点も、大事にしていきたいという点で。ここを進めるための、一般の方々に動物への関心を抱かせるためには、足を運ぶきっかけをソフト、ハードの両面から計画する必要があるという、こういった観点で今、考えていきたいと思っております。そこで、国内の先進施設におけます交流の仕掛け、その事例を今日は整理させていただきたいなと思っております。ちょうど先日、うちの所長、私のほうで横浜、京都、視察してきましたので、そのときの写真なんかを見ていただきながら、ご説明していきたいと思っております。こちらが京都で、こちらが横浜です。1番目としまして、譲渡促進の物理的仕掛けということで、京都は、ちょっと文章長いんですけども、屋内外から観覧可能な収容スペースがある。屋外での収容スペースについては、フェンスから指などが入り危険なため、使用不能状態にある、そういった状況に今なっています。27年度に施設ができたんですけども、1年間たっている状況なんですけど、せっかくの犬の収容スペースが、ちょっと使われてない状態にあったということございまして。これ自体のある程度の高さまでアクリル、あるいはバッファを確保して、手前にフェンスを付けるなどの設計で修正対応が可能ではないかというふうに考えて言っています。また、京都は事務所棟に譲渡希望の全ての動物が触れ合うふれあい室があるというような状況で、実際の写真を見ていただきたいと思っておりますけれども。こちら、ちょっと少し公園みたいなものがありまして、気軽にワンちゃんが見ることができる。そういった性格の作りになっているんですけども、これ、ちょうど拡大図が、こちらのほうになるんですけども。すぐ目の前にワンちゃんが来て、ここから指を入れるとすぐ噛まれてしまうと。譲渡だけのスペースであれば、わかっている形なんですけれども。京都の場合は気軽に一般の方がここに遊びに来て、さらにワンちゃんのほうを見れるという、そういった作りに施設自体はなっているんですけど、ちょっとここの仕掛けの部分が不十分で、せっかくなんですけども機能してない。そういった欠点みたいなものが見えてきたというショックがあります。また先進都市のもう一つであります、横浜につきましては、国内外から観覧可能な主要スペースがあり、ガラス越しに希望する犬や猫の観覧が可能である状況になっていまして。こちらは、ちょうど観覧通路が外側の芝生の前にありまして、

遊びに来てから気軽に見ることができるような感じになっているんですけども。先ほどの京都のような状況はなく、ガラスのところまでワンちゃんが出てきていて、それを見て譲渡が進んでいるという、そんなイメージで捉えていただければなということ。ちょっと写真が見つらいかもしれませんが、同じような先進的な作りでも、そのようなしなかに違いがあるというところがございます。

次に、京都は事務所棟に譲渡希望の市民と動物が触れ合う、ふれあい室というものが。また横浜につきましては、屋外にふれあい広場、あるいは猫ふれあい室、犬ふれあい室、猫の家など、動物を見比べることができるそういったスペースも設けておりました。特に猫の家というのは、かなりスペースを使っているんで形跡がない部分もあると思うんですけども、敷地内の通りを歩く人からも見えるといったところで、具体的な写真としましては京都がこのようなふれあい室と、横浜はこういうふれあい広場の中、この広いスペース中に猫の家があるというような形になっています。実際に猫の家の、ちょっと東屋みたいな形になっており、一軒家のような形で猫のためのお家という感じのイメージでしたけれども。暑い時期でしたけど、そのような形で、猫の理想的な暮らしを表現しているというような形でセンター所長さんがおっしゃっていましたが。そのような施設を、横浜は用意しておりました。あと、横浜の犬のほうの譲渡のようなスペース、ちょうどワンちゃんがいると思いますけれども。こちらの、先ほど、ちょっと見えていた部分ですが。こちらに、ワンちゃんが自由に行ったり、来たりする中で、内側から譲渡希望の方が見ることができますし、外側からのスペースからも見たりすることができるということで、かなり広いスペースを確保しているというような状況でございました。

2番目としまして、一般市民の施設利用促進という観点で、2つの施設を見ていきたいと思っておりますけれども。横浜はボランティアや飼い主さんのほか、必ずしも動物に関わらない市民を対象とした施設の解放機能というのを充実している印象でございました。各室は全て無料開放されておりまして予約制、あるいは抽選となるほかは、利用制限はないということで。かなり一般の方の利用、上杉さん、ご指摘されていたところもありましたけれども。映画とかの話は出ていましたが、そういう一般の方の利用を横浜は意識している印象でございます。視聴覚兼研修室という広い部屋がございまして、講習会ですとか、会議、研修、それから趣味のサークルで社交ダンスやヨガなど、そういった形にも利用されている。また、まさに話題に出ました映画などの上映会ですとか、音楽会、そういった形の多目的に利用が可能である、そういった研修室を持っていると。室内はパーテーションによって半分に分割したりすることができまして、最大で150人程度の収容可能ですが、机などを取り除いて椅子だけにすれば、300人ぐらい収容が可能だという状況でして、私と所長が、視察にいったときも200名ぐらいだと思うのですが、専門学校の学生さんがバスで来ていまして、本当にびっしりでした。私は後ろのほうでちょっと一緒にお話を聞くという形に、ちょうどそういったタイミングでお伺いさせていただいたようです。ちょうど真ん中ぐらいにパーテーションがありまして、それで仕切れば、例えば100人規模のそ

それぞれの会議室という形、あるいは研修室っていう形で学習の機会の場合としても非常に有効だなという印象で見えてきました。二つ目としまして、横浜の施設。横浜は、さらに飼育体験実習室という部屋も用意されていまして、こちらはドッグダンス、実際には動物をこの中に入れて、いろんな体験をしながら学習するという、そういったイメージを持っているのかなと思うんですけども。ドッグダンスや生体学習、犬のしつけ訓練など、多目的な利用が可能なスペースがございました。実際に2階部分からガラスで、例えば犬アレルギーやなんか持っている方に対処するという意味合いで、動物と触れ合うことができない人のために、2階から観覧スペースがありまして、そういったところから、ほかの人たちの様子を見る、そういったこともできるっていうような部分もございます。実際には、このような下が掃除がしやすいと、動物なんかも一緒になって、いろんな学習できるっていうようなスペースの中に、こういった上からアレルギーの方も観覧したりもできるという、というような状況でございました。

また横浜はハード面の機能強化ということで、市民の方たちの活動を促進するという市民活動室というスペースを設けておりまして。図書スペースにもなっていたんですが、町内会などの方々の打合せなんかにも利用されているスペースでした。動物に関する資料や図書なども整備されまして、閲覧自由となっているというような状況でありまして、実際のスペースがこのような形、これ同じものですけども、机が置かれていまして、一定程度の方たちが市民活動の、これ、ボランティア活動につながるかもしれないんですけども。そういったところの学習の機会だとか、一般の町内会の方も利用する、そういった形にも門戸を広げているというような状況でございました。それに対しまして京都市は、ソフト面での機能強化をしているという印象でございました。玄関ホールという広いスペースがあるんですけども、そこをパーテーションで仕切りまして、4畳程度のボランティア活動スペースを設けておりました。実際の作業スペースですけども、これが4畳程度でして、これはもっと広い、こういう範囲の構図なんです。その一角をパーテーション、こちらにL字で置いて、ここのスペースを確保して、ここにボランティアの方たちの活動の計画のようなものが書かれておりましたけれども。実際に印刷物を少数で作ったりですとか、その作業台みたいなのがこっちにあったりというような形で。ここを施設としてはボランティア活動室っていうのは、設けたわけではないんですけども、創意工夫の中でそういったボランティアの活動スペースを用意しているという、そういった事例でございます。また、一般市民による施設利用促進で、横浜はグルーミング体験室と名付けて犬のシャンプーとか、トリミングを体験できる。またボランティアの中で、うちにも推進員の方でトリマーの方がいらっしゃいますけれども。そういった方々のお力をお借りしながら、一般の利用者に対しまして、トリミングやベーシック、耳掃除、シャンプーなどを教えていると。この教えるとか体験できるというところが、ちょっと私たちが想定したものよりもイメージも大きくて。私たちはこういった、センター施設を進めるために、トリミングやなんかを実際に行うスペースというのは用意するイメージは持っていたんですけども、もっ

と広いスペースを確保して、ここに実際、場合によっては専門学校生やなんかも一緒になって、ここを学習の機会に使う。あるいは一般の方も、そういった学習の機会に使うっていうことを横浜では想定しているというのが私たちのイメージより進んでいるなっていう印象でございました。

あと、また横浜につきましては、ふれあい広場、周囲に柵が設けられて市民が利用する際は施設で利用手続きをする。これは、ちょうど先ほど何度か横浜、よく出ています。広い芝生のスペースなんですけど、それをふれあい広場と呼んでおります。実際にはドッグランではなく、使用の際にはリードが必要だという状況でございます。ちょうどこの、先ほどの観覧通路がこちらにございましたけど、この前の芝生の部分です。これはふれあい広場という、かなり広大な敷地の中に、こういったスペースが設けられているっていうことで、横浜を象徴するような部分かなと思います。それに対しまして、京都は小型、中型兼用のドッグランと、大型犬用の二つの有料のドッグランが公園内に現備されていると。これは事情が民間のドッグランは京都市内に一つしかなく、こういうものが求められているということでこの二つを設けたと。ただ、できて1年足らずなんですけれども、もうすでに問題点が非常に出てきておまして。まず、利用者が譲渡した飼い主ばかりだと。当初は市民利用ということでの利用促進のために狙った施設だったんですけれども、まず利用者が限定的になってしまった。さらに、ドッグランの管理が職員対応となっております、それでもし一般の利用がたくさんある状況であれば、例えばこの管理を委託するだとか、指定管理者制度導入するということまで進めていけるんでしょうけれども、利用は低調なために委託ができないと。広いスペースを一部の方たちが利用しているという状況になってしまっているという状況でございます。実際のドッグランの様子です。こういった部分と、こういった部分と。非常に全体のスペース中でも広大な公園の敷地の中に、広大な施設が用意されているという状況です。

また三つ目の観点になりますけれども。ソフト事業その他ということで、京都がソフト事業としまして、一つの創意工夫を紹介したいと思います。ホールの壁面全体を、ボランティアが取りまとめた譲渡対象の動物ですとか、あるいは動物愛護に関する情報掲示板、こういったものに活用しておりました。写真だと小さく見えるかもしれないですけども、結構大きなボードに、本当にたくさんの情報を貼っている状況でございました。一部、紹介となりますが、もっと広い範囲を使っておりました。また京都は、犬、猫の適正な使用や動物愛護啓発するため、マンスリーイベントと題しまして、定員30名で毎月実施しているということで、年間であれば12回、こういったイベントを定期的に行うという形。一つの例で言えば、3月に犬、猫の歯磨き教室を開催しているという。犬の歯の磨き方について学ぶといった、そういった観点でこのような形で30名定員にして行うという。ホールを使ってやっているような状況です。それに対しまして、横浜は市民の要望や地域の特性に合わせて、保健センターと連携しながら動物愛護の活動に様々な教室を、施設を拠点として開催しているということでありました。一つの例としましては、愛犬の正しいしつ

け教室、お手入れ教室、お散歩マナー教室、わんにゃん教室など、小学校の低学年や未就学児童向けのうちでいうところの動物愛護教室などを施設の拠点として開催しているという、ここは強みだなという印象でありました。さらに動物愛護と適正飼育について、関心と理解を深めるイベントなども随時、開催しているというところでございます。実際にはわんにゃん教室という形で、非常に広いところですよ。きっとバスで来た子供さんたちに、こういった動物を使いながら学習するという点では、私たちが動物愛護教室でやっているイメージをもう少し大きくしたような、充実させたような、そういったイメージかなというふうに捉えていました。

四つ目の観点といたしまして、その他、考えられる交流機能ということで、飼い主や動物に必ずしも動物に関心のない市民、今後、私たちの本当に譲渡を促進するという意味合いの、こういった市民の方にできるだけ足を運んでもらう、そういった観点で広く情報発信したり、交流のきっかけを提供していったり、場を提供していったり、そういったことが必要になると思っております。昨今、地域では習い事や地域活動の打ち合わせ等を行う場所の不足が問題となっている、そういった声が非常に横浜などをはじめ、寄せられているという話がございます。これらの市民活動を積極的に吸収しまして、例えば文化教室とか、町内会館、あるいは活動センターの展示スペースなどを有して市民交流拠点とすることによりまして、動物に関する情報発信や交流のきっかけを提供していけるのではないかと、いう思いが、いろんな施設を踏まえまして感じているところでございます。

一応、四つの観点で、ちょっと駆け足になりましたが、お話しさせていただきましたので、それらを一旦、今後の議論のためにまとめさせていただいております。一つ目が譲渡促進の物理的仕掛けで、例えば、ふれあい室とか、ふれあい広場とか、猫の家など、こういったものが先進都市としては、あります。二つ目としまして、一般市民の施設利用促進ということで、視聴覚兼研修室だとか、飼育体験実習室など、こういったスペースを使って、先ほど上杉委員さんも言われておりましたけど、そういった活動のいろいろな活用方法が考えられるのではないかと、いうふうに考えます。3番目としまして、ソフト事業面での広報ということで、情報掲示板ですとか、各種教室、イベントなどを行うことによって、一般市民の方に利用していただけるという。最後になりますが、四つ目としまして、その他、考えられる交流機能として。市民の交流拠点化ということで、いろんなご意見があるのかなと思いますので、ぜひ今、お話ししましたような京都や横浜の事例を参考にさせていただきまして、市民交流、動物愛護部門。こちらにつきましては現在、動物センターにはこのような部門がないというような部分の中で、いかに促進していくかという部分の中で、貴重なご意見いただきたいと思っております。最終的には、このコンプレックスの部分の部分を補強していただくというふうに思っております。以上、一応、ご清聴ありがとうございましたということで、説明は以上でございます。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。今、京都と横浜の事例を併せてちょっと見せ

ていただきましたが、これについても何かご意見があれば出していただきたいというふう  
に思いますが、いかがでしょうか。

○上杉委員 昨年、しっぽの会では、札幌市に動物愛護センター建設のための陳情を出さ  
せていただいたんですが。そのとき参考にさせていただいたのは、この横浜市の施設と、  
京都市と、旭川市のあにまあるでした。これからの時代は、動物の飼育頭数は減少すると  
言われていて、現に減少していますし、少子高齢化社会において、動物を飼育したくても  
飼育できない方が増えています。また高齢者が、ペットを放棄することも実際、多くなっ  
ています。動物を飼っている人も飼っていない人も、市民が気軽に立ち寄ることができる  
場所であることが、とても大事なことだと思います。その中で、横浜市の施設は町内会  
の方が利用できるとか、いろいろなイベントができるということで、多目的で多様な方た  
ちが集うことができます。それによって動物を身近に感じたりとか、譲渡につながることも  
できますので、横浜市の施設がとてもいいと思いました。ふれあい広場というのも、ドッグ  
ランだけの利用ですと、利用される方が限定的になりますし、例えば、災害時には広場を  
動物の避難場所として使ったり、また地域のお祭りとか、いろいろな目的や利用方法があ  
ると思いますので、多目的な広場もある施設になれば、理想的だと思います。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。そのほかに、どなたかご発言、ありませんで  
しょうか。どうぞ。

○片山委員 片山です。私も、この2施設と旭川のほうは伺って来たんですけど。特に  
横浜のほうは、ちょうど今日、大分の愛護センターの検討委員会の報告書がありますけど。  
大分の視察団も、ちょうど鉢合わせになってといいますか、方々から視察団が押し寄せて、  
悪いけど一緒に説明させてというような感じで、いわば日本の中においては、もう横浜が  
ほぼスタンダードになりつつあったと思います。それと、あと現在、公共施設の建設の動  
向については、様々な施設がコストカットとか、コストダウンで、札幌にかかわらず、公  
で持っている敷地や建物は手放すっていう全国的な動向になっている中で、合築とか、同  
じ施設の中に違う機能の公共施設を併設するっていう建て方もいろいろ試みられていて。  
例えば、少し前までは迷惑施設と言われていた認知症高齢者の施設なんかは、例えば京都  
市だと、児童館と合築されたり、敷地内に併設されたりして。当初は懸念されていた  
のが高齢者と子供が自由に行き来して、子供はおじいちゃん、おばあちゃんと住んでいな  
い、住めない中で高齢者っていうのは、どういう存在だとか、認知症っていうのは、どう  
いうものだってことをわかるような、ある意味、価値の変容というのが行われていたり。  
それが物理的な建物でそういう文化っていうのが少しずつ変わっていく契機になるん  
ですけど。例えば、動物愛護センターも敷地によっては、周辺に建て替えを待っている公共施  
設があったり、公と公で合築する場合がありますけど、公と民間で合築する場合もあるん

です。パブリックプライベートパートナーシップとかっていう方法だと、建設前から商業施設とか、いろんな福祉施設と公共施設と一緒に計画しあって合築していくっていうやり方もあります、建設の方法として。メリットとしては、お互いの利用者をシェアしあう、っていうメリットがあると思うんです。もう一つ、横浜は全部無料で施設を開放しているんですけど、もう最近はパンクしてきて、先着順みたいな感じになってきてるんですけど。こういう機能を付加していく場合、ちゃんと有料で受益者負担で運営していくことによって、無理のない継続的な施設管理ができると思うので、その辺も踏まえて、部屋の数とか、面積とかを検討して行ってほしいなと思います。以上です。

○高橋会長 はい、ありがとうございます。そのほか、どなたか、ご発言ありませんでしょうか。どうぞ。

○佐藤委員 佐藤です。京都のほうで、ドックランが限定的な利用者の方のみになっているっていう問題点があったんですけど。これは何か理由が、どういったところにあるっていう話がありましたでしょうか。

○高田指導係長 どちらかという、原因というよりは結果的な部分で1年間運営してみても、来られる方が譲渡した飼い主さんたちになっているという状況で、まだ長い目でも分析までは辿り着いていないような印象でございました。

○佐藤委員 せっかく作った施設なので、なぜ幅広い方に利用されないのかっていうところがわかっているならば、今後の建設にも役立てるのではないかなと。

○高田指導係長 そういう意味では、ちょうど横浜と、京都と同じような緑の芝生を活用して、どちらが市民の利用促進という観点で見ますと、我々の印象としましては、やはり横浜のような活用の仕方のほうが同じ面積であっても、同じ緑地であっても、非常に多くの方に利用されているという意味合いでは、そちらのほうの活用部分のほうがいいんじゃないかなというような印象は持ちました。ただ、横浜は非常に郊外で、広い敷地面積を持っていますので、そういった面で札幌市に置き換えられるか、いえるか、どうかという別の観点が出ますけれども、比較しての札幌市に置き換えた場合にはそういった印象を持ちました。

○高橋会長 そのほか、どなたか。

○桂委員 桂です。行ったことないんで教えていただきたいんですが。今、この資料を見る限り、横浜のほうのいろいろ配慮とセンスに長けているなっていう感じがしますが。同

じような広さであれば、ソフトの面はいろいろあったとしても、ハードの面で、パッと見た目、どうなんですか、やっぱりセンスがいいなって感じですか。要は建物施設によって何となく暗く感じるのか、何かセンスよく誰でも行きやすいようなものになる作りなのかってというのは外見上、どうでしょうか。

○高田指導係長 どちらもドイツのティアハイムを、すごく参考にしているという意味では、おそらく私よりは桂先生のほうが詳しいかもしれませんが。横浜のほうは本当にティアハイムを意識している施設だな、というのは。それから、郊外にあって非常に広い面積を活用しておりまして、そういうところでは、すごく自由度が高い印象を受けると思いました。あとは、洗うという面というか、そういう面で一定でのきれいな空間は、乾式といいますか、ドライというか、そういったものを横浜のほうは導入してしまして。それに対して京都のほうは、すべて基本的には、洗う形で清掃しているというようなところでは、やや1年しかたっていない施設なんですけれども、ちょっと汚れている印象があったりって形では、両方の施設の印象は、ちょっとそういったところでちょっと感じてしまうところもあったんですけれども。両方併用したほうがいいんだという、すみません、ちょっと先生のご質問から外れてしまうかもしれませんが。

○桂委員 その辺、何となく造りを見ただけで臭いが違うな、というような印象もありまして。そうなってくると、見た目の清潔感、それで足を踏み込みやすいか、躊躇するかっていうのも、この市民に利用してもらう点では、そういった面でハードの面って大きいんだという印象を受けました、感想です。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほかに、どなたか。よろしいですか、ちょっと発言していいですか。横浜できたときに、中には入ったことないですよ、たまたまパッと見に来たときに、あの施設の横に老人ホームがあって、その横にほかの施設があって、あの前の広場の所で市民が遊びに来て、弁当を食べられるようなそんな光景。例えば、北海道の場合であれば、やっぱり僕は前から、公園、パークなところに建てるべきだって言っていたのは、その代わりそこに人が来るためには動物の施設のための土地ではなくて、そこは市民が憩いの場所の土地に動物の保護センターができる。そして、そのあれからちょっと敷地内に、逆に言うと、老人ホームがあって、その老人ホームの人は、朝ご飯食べたら動物センターの方に行って犬を引っ張ってきて一緒に散歩して歩けるような、そんな感じのイメージの、もし保護センターか、愛護センターができたら最高だなというように思っています。僕は京都行ったことないんですけど、横浜の入口の、あの広さのことを考えると。あそこは、もう真ん中にあまり木がないですよ。そこは、だから普通の一般の人も、犬を連れて遊びに来て、もちろんそこで散歩して歩いて、そして、うんちの始末は自分たちが完全にやるんだと。その公園には逆に言うと、ごみ箱は、うんち箱もあるんだよって

うくらいの、何か方法で、それくらいのものができれば、すごくいいなという気がしてるんです。それが可能であれば、動物の施設だから、動物飼ってない人はいかないよ、っていうようにならない。その代わり、周りには例えば、春先には、もう札幌の近辺では一番すごい、例えば梅と桜が咲く、そして秋になったら別の植物は咲く、そしたら、そこには自然と家族連れで、ちょっと離れていても、車で行って車を置くスペースもあれば、ゆったりとそこで遊んで帰ってこられるっていう、そういう感じのイメージにしないと。動物の施設だ、動物の施設だ、っていうイメージになると、やっぱり臭いの問題だとかが出てきたり、なかなか動物を本当に見ようと思う人以外行かない。横浜も聞いてみると、あの位置ですから、なかなか来るときは、やっぱり何かで決めて、この間もバスで来て何かしているっていうのを聞いていましたので。そういう形で来るのではなくて、日曜日とか、土曜日、家族で来るような所にして、そこにいる動物と触れ合って、っていうよりも、借りてあそこで遊んで、うちに飼いたいなっていうイメージを作らせるようなほうが、僕、片山先生に、ぜひそういうところをやってもらいたいなと思って期待をしているんですけど。札幌市が駄目であっても、こういうのをここではイメージをしましたよっていうものができれば、それこそ、ただの動物の施設よりも一つの形の町づくりなるんじゃないかなって思いますので。そんなことも、ちょっと考えてみてほしいなっていうように思っているんです。

○桂委員 すみません、ちょっと思い出しました。ちょっと昨日までに新潟長岡市に行ってきたんですが。そのときに犬の水洗トイレっていうのがありまして、そういういろいろ官民協力で、できたものらしくて、その公園にあったんです。それで僕も、そんなものあるって知らなかったんですが、いろんな各地で見学に来ているようなんですけれども。散歩のしたときに、そこで大きな建物、ポストぐらいのものが、かわいらしい置物みたいのがあって、水洗トイレ。そこでしたら全部、水で流せると。散歩しても、そこでおしっこをさせてもらえれば、あちこちして流すのではなくて、ちゃんとおしっこの管理もできますよと。またそれが実用面のほかに、ちゃんと管理しているっていうイメージづくりが、ここは衛生な公園ですよっていうものも一つあるので、そういう考えも一つの方法じゃないかなと思います。

○高橋会長 ありがとうございます。そのほかに何か、夢物語でいいです、この辺のところは。どなたか。ありがとうございます、お願いします。

○滝口副会長 滝口ですけれども。いろんな側面がある中で例えば、私の立場からすると、病気の蔓延とかを防がなきゃいけない。そうすると、感染症対策に対して、どういうコンセプトがとられているのかとか。最初に入ってきたときに、やはりチェックをして一定期間、馴化する必要もあるでしょうし、いきなり譲渡は、やっぱりいけないと思うんです。

そういう意味では、裏の場所っていったら変なんですけれども、そういうところもやっぱり必要でしょうし、譲渡にも適正だというふうに判断が下って、棟が移るっていうんですかね、そういうところも、やっぱりあるべきだと思いますし。非常に幾つものコンセプトを共有していかなきゃいけないっていう点では、ものすごく難しいのかなと思うんですけれども。その辺が、やっぱりこれを取れば、あれが落ちるとか、それぞれの感覚が違いますから、皆が合意できるものっていうのがなかなか難しいのかもしれないですけど。この場では、それぞれの立場でいろんなコンセプトを、とにかく発言すればいいということであれば、私は、やはりその場合、せつかく収容したのに感染症の蔓延してしまったとかっていうのでは全く意味がないので、そういったコンセプト、それは集団飼育での原則とかっていうものがきちっと飼育管理が適正になされるかっていう部分で、見ていかなきゃいけないのかなっていうふうに思います。

○高橋会長 ありがとうございます。そこのところが一番大変ですよ。だから、なおのこと、できるだけ広い敷地の中に。そして少し分散しておくっていうことが、絶対、大事なのではないかな、っていう気がするんですけど。これは札幌市に言ったら、馬鹿者、そんな広い土地がどこにある、って怒られるのが関の山か。でもアイデアによっては札幌市を、そこは説き伏せられるのかな、なんて勝手な思いをしています。前にもう一つ、去年の秋辺りだったでしょう、一昨年だったかな。やっぱり管理センターで譲渡会をやったときに、道内の振興局の一部の保健所の収容犬たち連れてきて、管理センターと一緒に譲渡したときがあったんですけども。あのときに将来、こういうのも一つの方法だね、っていうのは、はっきり言って、北海道のほうでは今、そんなもの作るような余裕もなければ、話も全然出てません。でも実際には保健所で、やっぱり収容して行ったことあると思います。どこの保健所の収容所もひどい収容所で。でもその子たちを、例えば、分譲しなきゃいけないときには、前にその管理センター、今のあそこの西区の管理センターに連れてきて一緒に譲渡をやってたんですけど、何回か。あれが本当は、これから続くね、これがいいね、って言ってたんですけど、立ち消えになったんですかね、覚えがそんな話ない、全然。

○黒川所長 道庁と連携。

○高橋会長 そう。

○黒川所長 いえ、今年も。ちょっと時期が遅くなっているんですけども。年度内にやる予定になっています。

○高橋会長 このすごい構想をしていくには、札幌市だけでは、なかなか進まない。逆に

言うと、これ、ここで言ういいのと、道のほうにも話を掛けて、道のほうからもお金は引っ張れないのかなって、これ、全く素人考えですけども。ちょっと頭の中に置いといていただければなっていう。何かそうでもしないと、ただ動物の施設だけでは、いくらなんでもそこまでうまくいかないんじゃないかなという気はちょっとしてるんです。それとも札幌市は余裕があるんであれば、今まで通り、道のやつをそういう形で譲渡のときは一緒にやるっていうのも一つの方法かもしれませんが。それくらいのことができるための施設っていうと、敷地を相当、広げないと事故が起きたり、さっき滝口副会長先生がおっしゃった通り、感染症の問題があったり、あと臭いの問題が絶対、出てきますので。自然の中で臭いがうまく消されるようなことを方策として考えていかないと。

○黒川所長 前、片山先生もおっしゃってましたけど、ドライは大変、掃除が大変だという面があるということと、横浜は、かなりいろんなものが進んできて、動物数は京都に比べると、かなり少なかったという点もあるかなと思います。

○高橋会長 京都は、でも京都市と京都府の施設は一緒ですよ。京都市で捕獲されたのは京都市のほうに入り、京都府で捕獲されたのは京都府のほうに入って、確かそうになっていたんじゃないかなと思うんですけど。

○黒川所長 そのとおりですが、京都府で持っている施設がもう一つありまして、そちらに入る場合もあるんですけども、基本は新しいほうに空いている限りは入るような形で。ただ、京都はまた山も多いという立地もあるかと思うんですけど。雑種というか、そういった犬がわりと多く入ってきているような状況があるかもしれません。

○高橋会長 わかりました。ありがとうございます。今日、大体、9時まで、あと10分しか残らなくなったんですが。今日、全体的な中で、もう一度、この辺のことだけは言っておきたいな、っていうのがあれば、ちょっとご発言をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○樋原委員 今回の議題には、ちょっと反れるもわかりませんが。動物愛護の精神にのっとっての提言があるんですが、お願いというか、こういうパンフ、動物愛護、および管理に関する条例、10月1日に施行という形で条例が施行されますけれども。こういうパンフを我々、ペットショップにおきましても先ほどにも、ご説明させていただきましたけれども。飼育管理の手帳は、お渡ししまして、一応、説明はさせていただいています。ただ、ワクチン、狂犬病、これに関しましては、絶対にご説明させていただいているんですけども。こういう、または条例改定の、こういうパンフがあれば大事なところは、やはり声を大きくしてご説明すると。予算も関係もあるでしょうけれども、こういうパンフ

を啓蒙の一環として、啓発の一環として手渡して、飼い主さんに対して意識の高まりを願っていただければいいかな、よろしいかなと思いますので、ぜひとも、そういうパンフを。予算もあるでしょうけれども、できればそういう形で、ペットショップばかりじゃなくて、札幌小獣の皆さん、それから各学校ですとか、関係機関の所に置いていただければなと思います。一応、ご検討ください。以上です。

○高橋会長 はい、わかりました。ありがとうございます。そのほかに、何かありませんでしょうか。これについては条例のパンフレットとかを、もし市のほうにあれば、そのところをまた、やっていただきます。そのほか、ありませんでしょうか。今日、大体、予定の時間が終わりそうですが、このほかに特にご意見がなければ、今日の会議をこれで終了したいと思いますが。事務局のほうから何か、あとご案内があれば、お願いをいたします。

○高田指導係長 連絡事項ですけれども。次回は第4回ということで、最後になります。最後は、答申という形で、この協議会のご意見をまとめていただく会になります。予定としましては、12月の上旬を考えております。日程を調整させていただきまして、また12月で何とか第4回を迎えられるように日程を決めさせていただきたいと思います。私からのご連絡は以上でございます。

○高橋会長 ありがとうございます。第4回目、最後はとりあえず12月の上旬には、したいということですね。ではそれは、また日程調整した上で皆さんと、また最後、整理をしていきたいというふうに思います。では今日、これで終わってよろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、これをもちまして札幌市の動物愛護管理推進協議会の第3回目、終了させていただきます。ありがとうございました。